

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 五泉南ショッピングセンター
所在地 五泉市大字今泉930番地
設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) サムズショッピングセンター
(変更後) 五泉南ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 五泉市大字木越字石道2000-1
(変更後) 五泉市大字今泉930番地
- 3 変更年月日
(1)及び(2) 平成30年8月20日
- 4 変更の理由
 - (1) ショッピングセンターの名称を統一するため
 - (2) 住所表記を統一するため
- 5 届出年月日
平成30年9月3日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年9月18日から平成31年1月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp